

香川県子ども・若者の自殺危機対応チーム事業実施要綱

(趣旨)

第1 近年、全国的に子ども・若者の自殺者数は増加傾向にあり、子ども・若者のかけがえない命を守り、自殺に追い込まれることのない社会を実現するための取組は喫緊の課題である。また、自殺に至る背景や要因が多岐にわたる中で、単独の機関のみで自殺危機に対応することは困難であり、地域におけるネットワークを構築・強化することによって、地域全体で子ども・若者の自殺危機に迅速かつ適切に対応することが求められている。

このため、香川県（以下「県」という。）は、子ども・若者の自殺危機対応に関し専門的な知識及び技術を有する専門家チーム（以下「自殺危機対応チーム」という。）を設置し、子ども・若者にとって身近な支援者である学校や市町等の地域の関係機関（以下「地域支援者」という。）に対して、早期からのリスクの把握や適切な介入等に関する相談及び助言を行い、自殺を未然に防止するための「香川県子ども・若者の自殺危機対応チーム事業」（以下「事業」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は県とし、県精神保健福祉センターが第3に掲げる各号に係る事務を所掌する。

(事業内容)

第3 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自殺危機対応チーム（自殺危機対応チーム会議の開催を含む。）による地域支援者に対する支援
- (2) 自殺危機対応チーム全体会議の開催

(事業対象者)

第4 本事業の対象者は、自殺危機を抱える県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他これらに相当する学校に在籍する者又はこれらに準ずる年齢（概ね18歳以下）の者（以下「対象生徒等」という。）を身近で支援している学校や市町等の地域支援者とする。

2 前項に規定する「対象生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自殺未遂歴がある者
- (2) 自傷行為を繰り返している者
- (3) 自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない者
- (4) その他、地域支援者が支援している自殺リスクを伴う対応困難なケースに該当する者

- 3 第1項に規定する年齢要件については、在籍状況、支援の継続性その他の事情を踏まえ、県精神保健福祉センター所長が個別に判断するものとする。

(自殺危機対応チーム)

第5 自殺危機対応チームは、県精神保健福祉センターが事務局となり、医療、福祉、教育、心理及び法務等の分野の専門職により構成するものとする。

- 2 自殺危機対応チームは、地域支援者からの支援要請に基づき、次に掲げる方法により支援を行うものとする。

- (1) 自殺危機対応チーム会議の開催（情報通信技術を活用した方法による開催を含む。）
- (2) 事務局による助言の提供及び関係機関との連絡調整
- (3) 前各号に掲げるもののほか、県精神保健福祉センター所長が必要と認める方法

- 3 自殺危機対応チームは、支援に当たり、地域支援者が行う支援を補完する観点から助言等を行うものとし、その支援は対象生徒等に対する診断、医療行為その他関係機関が行う支援を代替するものではない。また、原則として、対象生徒等又はその家族から直接の支援要請を受け、又はこれらの者に対し直接支援を行うものではない。

(自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援)

第6 自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象生徒等のアセスメント及び課題の整理
- (2) 対象生徒等のリスク判断に関する助言
- (3) 対象生徒等及びその家族に対する関わり方に関する助言
- (4) 対象生徒等に必要な医療等に関する助言
- (5) 対象生徒等に必要な関係機関・関係者の紹介
- (6) その他、地域支援者に対して必要と認められる支援又は助言

(自殺危機対応チームによる支援要請の受付)

第7 自殺危機対応チームによる支援要請の受付は、県精神保健福祉センターにおいて行うものとする。

- 2 自殺危機対応チームによる支援の体制及び手順等に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 対象生徒等に差し迫った自殺のおそれがある場合には、地域支援者は、救急要請、警察への通報、医療機関への受診の調整その他必要な安全確保のための措置を優先して講ずるものとし、本事業はこれらの措置に代わるものではない。

(自殺危機対応チーム全体会議)

第8 県精神保健福祉センター所長は、自殺危機対応チーム全体会議（以下「全体会議」という。）を開催する。

- 2 全体会議の構成員は、別表に掲げる区分に属する者のうちから、県精神保健福祉センター所長が必要に応じて指名し、又は出席を求める者をもって充てる。
- 3 全体会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。
 - (1) 第6に規定する自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援の実施状況及びその結果の検証に関すること。
 - (2) 自殺危機対応チームの支援技術の向上に資する取組に関すること。
 - (3) その他、事業の実施に関し必要な事項に関すること。

(秘密の保持及び個人情報等の取扱い)

第9 本事業の実施に関わる関係者等は、正当な理由なく、事業に関し知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 個人情報等の取得は、本事業の実施に必要な範囲内で行うものとし、その取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程の定めるところにより、適正に取得し、利用し、及び管理するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、事務の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第8 第2項関係）

	区分（職種）	人員
1	精神科医師	自殺危機対応チーム会議及び全体会議の開催に必要な人数
2	精神保健福祉士	
3	スクールソーシャルワーカー	
4	公認心理師又は臨床心理士	
5	弁護士	
6	その他、県内のこども・若者の自殺危機対応に携わる者	